

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	県民安全課	H20.4.1	平成20年度旅券作成関係業務委託	18,475,892	長崎市出島町2番11号 財団法人長崎県国際交流協会 理事長 高田 勇	・旅券作成業務の特殊性(関係法令に係る専門知識及び関連機器の操作)から、これまで、専門知識を有し旅券作成業務に精通している財団法人長崎県国際交流協会との随意契約を実施してきたが、平成21年度から競争入札を導入する予定である。 ・しかしながら、平成20年度については、旅券作成業務に習熟した職員の確保の観点から、昨年度と同様、随意契約を継続する。	第167条の2 第1項 第2号
2	県民生活部	県民安全課	H20.4.1	県北地域消費者保護行政推進事業委託料	2,271,640	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男	県北の中核都市である佐世保市は、市独自でも消費者行政に尽力しており、県消費生活センターから遠隔の地にある県北地域全域の消費者に対して迅速、適切な対応が期待できる。また、同市は県北地域において、消費者相談窓口である「消費生活センター」を設置し、消費生活相談専門員を配置する唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	県民生活部	計量検定所	H20.4.1	特定計量器検査等業務委託	14,709,000	長崎市銭座町3-3 社団法人 長崎県計量協会 会長 安中力三	(社)長崎県計量協会が、当該業務を委託できる本県で唯一の指定定期検査(計量証明検査)機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
4	県民生活部	男女参画・県民協働課	H20.4.1	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 株式会社 長崎放送 代表取締役社長 上田 良樹	離島を含め県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、県内においては長崎放送株式会社1者のみである。 男女共同参画について、最も広域的な啓発の推進を図るため。	第167条の2 第1項 第2号
5	県民生活部	人権・同和対策課	H20.4.1	人権問題等の調査研究並びに啓発等に関する業務委託	6,700,000	長崎市上銭座町2-7 特定非営利活動法人 長崎人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	部落問題をはじめとする人権問題に関する資料の収集及び調査研究並びに啓発等に関する事業、研究誌の発行などを実施する事業であり、県内の部落史をはじめとする人権問題の調査研究やフィールドワークの実施など業務遂行に必要な専門研究員の体制を備え、業務内容に精通し、目的を達成できる研究機関は、長崎県内には、当研究所だけである。	第167条の2 第1項 第2号
6	県民生活部	人権・同和対策課	H20.4.1	人権・同和問題に関する啓発指導業務委託	12,000,000	長崎市上銭座町2-7 部落解放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県民生活部	人権・同和対策課	H20.4.1	平成20年度人権啓発活動委託	2,100,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	この事業は、法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い、実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
8	県民生活部	人権・同和対策課	H20.4.1	平成20年度人権啓発活動委託	1,800,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 朝永 則男	この事業は、法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い、実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
9	県民生活部	人権・同和対策課	H20.8.8	平成20年度企業内人権啓発推進指導者養成事業委託	1,400,000	長崎市長崎座町2-7 特定非営利活動法人 長崎人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	この事業は、企業における男女雇用機会均等やセクハラ、公正な選考採用、同和問題など企業活動を進める上での様々な人権上の課題を解決し、人権尊重の企業づくりを進めるために、企業内においてこれらの人権啓発活動を進める中心的な役割を担う指導者の育成など、企業での自主的な取り組みの拡充を支援することを目的に実施するもので、プログラムの企画やそれに即した講師の選定、確保などについては、人権問題に関する幅広い専門的な知識や講師等のネットワークが必要であり、本事業を進めることができる体制を備えた人権問題に関する専門的研究機関は、県内には、長崎人権研究所以外には存在しないことから、同研究所に対して本事業の委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
10	県民生活部	人権・同和対策課	H20.8.22	第9回ながさき人権フェスティバル開催運営業務委託	2,887,500	大村市幸町25-33 財団法人 大村市振興公社 理事長 村嶋 寿深子	この事業は、人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、催事運営の実績等を要するイベント業者5者による企画コンペを7月29日に実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
11	県民生活部	人権・同和対策課	H20.9.19	「平成20年度同和問題啓発強調月間」啓発広告業務委託	2,940,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は、人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、効果的な啓発広報が必要となることから、広告代理店5者による企画コンペを9月12日に実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県民生活部	交通安全対策課	H20.6.2	高齢者の交通事故防止対策事業業務委託契約	1,600,000	長崎市城栄町41-75 長崎県交通安全母の会連合会 会長 倉光 順子	この事業は1年間に4～5町実施することにしており、県内全域を網羅している唯一の公共的な交通安全活動ボランティア団体であり事業に精通している長崎県交通安全母の会連合会に委託した。	第167条の2 第1項 第2号
13	県民生活部	統計課	H20.12.10	2008年漁業センサスに係る電算処理業務委託	2,079,000	長崎市出来大工町36番地 株式会社 扇精光 代表取締役 池田 正志	調査内容については、統計法により秘密の保護が求められ、その取扱に特段の注意を必要とする。そのため、業者にも機密保持と安全対策が求められる。また配送中の事故・紛失等のリスクを避けるため、至近の業者に限定される。以上により、「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」の認証を有する長崎市内の業者から見積書を徴取し、契約締結した。	第167条の2 第1項 第2号
14	県民生活部	生活衛生課	H20.4.1	犬捕獲抑留等業務委託	39,582,514	大村市西三城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指導協力会 代表取締役 深田良隆	狂犬病予防法に基づく犬の捕獲抑留等業務を行うものである。 具体的には犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却処分等、危険を伴う業務で、一定の経験や技術が不可欠な業務であり、県内にこのような業務を行うことができる者は、当該業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
15	県民生活部	生活衛生課	H20.6.30	カネミ油症健康実態調査事業委託	1,484,000	五島市福江町1番1号 五島市長 中尾 郁子	本調査は、厚生労働省が実施主体となり、油症の治療研究の推進を目的に平成20年度(単年度事業)に実施されるものであり、実施に当たっては、患者が居住する都府県が厚生労働省から委託を受けて、その事務の一部を行うとされている。  しかしながら、下記の理由により県単独での調査の実施が困難な状況にある。 本県は、福岡県に次いで全国2番目となる多くの患者を抱えており、また、県内在住患者の約7割が五島市に集中していること。 離島という地理的特殊性から、現地でしか行うことできない業務(患者宅訪問等)の実施について多大な困難性を伴うこと。  したがって、県が委託を受けた事務の一部を五島市に委託(委任)して実施することとした。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県民生活部	生活衛生課	H20.8.18	カネミ油症被害者の 尿検査及び血液検査 業務委託契約  (単価契約)	18,640円/人	東京都立川市曙町2丁目41番 19号 株式会社 エスアールエル 代表取締役 小川 真史	<p>油症検診における尿検査及び血液検査のデータは、油症被害者の治療研究の基礎資料であり、その結果を基に被害者の個々の症状変化に関する観察及び統計的なデータ分析が行われることから、過去のデータとの整合性並びに検査方法等についての全国的な統一性が強く求められており、本県をはじめ、被害者が多数在住する福岡県、広島県などでは、(株)エスアールエルに継続して委託を行ってきている。</p> <p>また、本県で油症の研究を行っている長崎大学の医師らから、血液検査の業者を年度ごとに変更することは、データの整合性等の問題から研究に支障をきたす可能性が非常に強いということを確認している。</p> <p>よって今年度の契約についても、本県が昭和60年から尿及び血液検査の業務を委託している(株)エスアールエルとの1者見積による随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号
17	県民生活部	諫早食肉衛生検査所	H20.10.1	食肉衛生検査システム 賃貸借料	7,846,020	長崎市出来大工町36番地 株式会社 扇精光 代表取締役 池田 正志	<p>本システムは食肉衛生検査結果のデータの登録、管理帳票の出力等検査データ管理のメインとなるものである。ソフトウェアについては昭和62年度より扇精光と共同で開発し使用してきた既存のシステムを引き続き使用する事により新たな開発を必要とせず、従来の使用料より安価である。又これ迄に蓄積された貴重なデータをそのままの状態を活用する事ができると共に短時間でシステム移行が可能となる。</p> <p>当該システムに障害が発生した場合システムを開発しプログラムに熟知した会社以外では迅速で適切な障害への対応、復旧が行えないと考えられる。</p> <p>障害の原因特定についてはハード、ソフトの関連した検証を行う事になるが取り扱う会社が異なれば検証の遅れが危惧され業務への支障は必至と考えられる。このことからハード、ソフトの導入は同一会社でなければならないと考察する。</p> <p>よって、当該システムの賃借については1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	県民生活部	諫早食肉衛生検査所(国見支所)	H20.10.1	食肉衛生検査システム賃貸借料	6,903,540	長崎市出来大工町36番地 株式会社 扇精光 代表取締役 池田 正志	<p>本システムは食肉衛生検査結果のデータの登録、管理帳票の出力等検査データ管理のメインとなるものである。ソフトウェアについては昭和62年度より扇精光と共同で開発し使用してきた既存のシステムを引き続き使用する事により新たな開発を必要とせず、従来の使用料より安価である。又これ迄に蓄積された貴重なデータをそのままの状態を活用する事ができると共に短時間でシステム移行が可能となる。</p> <p>当該システムに障害が発生した場合システムを開発しプログラムに熟知した会社以外では迅速で適切な障害への対応、復旧が行えないと考えられる。</p> <p>障害の原因特定についてはハード、ソフトの関連した検証を行う事になるが取り扱う会社が異なれば検証の遅れが危惧され業務への支障は必至と考えられる。このことからハード、ソフトの導入は同一会社でなければならないと考察する。</p> <p>よって、当該システムの賃借については1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	県民生活部	生活衛生課 (川棚食肉衛生検査所)	H20.10.1	食肉衛生検査システム賃貸借料	7,730,100	長崎市出来大工町36番地 株式会社 扇精光 代表取締役 池田 正志	<p>食肉衛生検査システムは、検査結果の入力・管理のメインとなるもので、1日も停止させることが出来ない重要なシステムである。同システムの使用及び賃借については、平成16年度に導入した機器の老朽化に伴う障害を回避するため、新たな機器に更新することにより、検査業務の円滑な遂行を図るものである。ソフトウェアについては、昭和63年度から同社と共同で開発してきたシステムを引き続き使用することにより、従来より安価な経費で使用することができ、さらに、蓄積されたデータをそのまま活用することができるものである。また、システムの機器やソフトウェアに不具合や障害が発生した場合、システムを開発した会社以外に、迅速で適切な対応・復旧作業を行える者はいない。なお、システムのソフトウェアについては、ハードとのパッケージでの契約でしか提供されない。よって、当該システムの使用及び賃借については、共同開発を行った同社との随意契約とし、1者見積とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県民生活部	生活衛生課	H20.11.4	油症の治療等に関する研究委託	1,150,000	長崎市坂本1-7-1 長崎油症研究班 班長 佐藤 伸一	<p>本委託契約は、油症の治療等に関する専門的な調査研究に係る委託業務であり、実施にあたっては、油症についての医学的、疫学的専門知識を必要としている。</p> <p>長崎油症研究班は、長崎大学医学部・歯学部附属病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。</p> <p>また、県内において、長崎油症研究班以外に油症に関する研究は行われていない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項 第2号
21	県民生活部	生活衛生課	H20.12.22	残留農薬検査業務委託契約	6,289,500 (62,895円/件)	長崎県西彼杵郡長与町高田郷 3640-3 社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 徳永 清隆	<p>この事業の目的は県民の食品に対する不安感を払拭し、安全確保を図ることであるが、高度な理化学検査である食品の残留農薬検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければならない。加えて、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならず、(社)長崎県食品衛生協会が県内唯一の登録検査機関であるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号